

ITU-T SG3 第4回会合報告

KDDI株式会社 技術企画本部 技術戦略部 マネージャー

ほんどう えりこ
本堂 恵利子



1. SG3概要

ITU-T SG3は、T（標準化）セクターのSGの1つで「料金及び会計原則」を扱う。2017-2020年研究会期の参加者層は途上国の政府・規制官庁が9割近くを占め、それらの国々が属する地域での検討を基にした寄書が多数SGに提出されている。今期第4回会合（2020年3月31日～4月9日）はジュネーブ開催を予定していたが、COVID-19感染拡大の影響を受け、全リモート会議となった（Virtual MeetingとITUでは呼ばれる）。会合期間中、ジュネーブにあるITU本部も閉鎖となり、ITU職員も在宅勤務で会合対応を行った。

今回のSG3会合には45か国から107名の参加があった。リモート化により若干先進国の参加者数が増えている。日本からは総務省料金サービス課及び国際政策課、NTTドコモ、IIJ、KDDIが出席し、このうち、KDDIの津川氏がSG議長を務めている。本稿では同会合の様子をご紹介します。

2. 1件の勧告を採択

前回会合で合意した1件の勧告案の採択手続を実施した。今回採択された勧告のタイトルは、Shared use of spectrum and telecommunication infrastructure as possible methods for enhancing the efficiency of telecommunication というもので、（なぜITU-TのSG3で周波数に関する勧告作成を？）という読者の疑問が予想される。同勧告の内容は、電気通信事業者が周波数と電気通信基盤の共有使用を通じてコスト節約及び効率向上を実現するための一助となる手法を提案するものになっている。内容に、アクティブ基盤共有での周波数帯共有に関する記載を含むため、ITU-TとITU-Rの各所掌を逸脱しないことにつき誤解の無いようITU-Rから郵便投票期間中にコメントを受けたため、エディトリアルな最終調整が会合期間中オフライン（メーリングリスト利用）で実施された。取りまとめは今回も勧告提案元のロシアが行なった。タイトルにあるよう、本勧告には加盟国等に対し義務を課す規定は含まれていないといえる。

（以下参考情報）

SG3で作成される勧告は、政策的・規制的標準化のため

Traditional Approval Process (TAP) の対象となる。TAPは、SGでの勧告文言確定後に郵便投票と呼ばれる各国主管庁への文書での承認確認が実施され、回答の70%が賛成であれば勧告はその後開催されるSGで採択となる。（研究期の最終SGで文言合意の場合はWTSAで採択）

近年は、郵便投票でエディトリアルなコメントを提出する国があり、上記のような調整を採択直前に行うことがある。

3. 3件の勧告文言が確定

今回の会合で以下勧告案の文言が確定した。

- 1) D.265 (D.ModelTTC) Optimizing terrestrial cable utilization across multiple countries to boost regional and international connectivity
 多国間で既存の地上ケーブルの最適利用を促進し、地域及び国際的な接続性を高めるための共同フレームワークを提示するもの。陸封国を經由し海底ケーブル等と接続する地上ケーブルに関し、トランジット料金が過大請求されるとそれらのケーブルが有効活用されないと中国が今期初めに主張し、この問題を解決するため、地上多国間エンドツーエンドケーブルネットワークのファイバの長さに基づいて回線を割り当てる比例割当モデルを提唱している。
- 2) D.266 (D.OTTMNO) Guidelines on OTT-MNO partnerships
 OTTプロバイダーと通信事業者の間の商業的協力強化措置を提案する勧告で、加盟国に対し、ネットワーク事業者及びOTTを含む全ての利害関係者の利益を実現する環境整備のため、関連する利害関係者との協力や、OTTプロバイダーと通信事業者双方に適切な規制レベルの検討等が推奨されているほか、加盟国がOTTプロバイダーと通信事業者との間の相互協力を奨励すべきと勧告している。
- 3) D.267 (D.DigID) Policy framework principles for digital identity infrastructure
 各国の通信における統制主権を認識しつつ、デジタ



ルアイデンティティ設備設立のための原則等政策フレームワーク策定に関し、公的サービスにおける利用を視野に入れ、また民間利用を含めた様々な社会福祉プログラムへの活用が可能となるよう、関係省庁及びステークホルダーと協力して進めていくための方針が書かれている。本件の提案元はインドであった。勧告本文に、Digital Identity Infrastructureの定義が以下のようにある。

A system that has set of functions (e.g., issuance, administration, management and maintenance, discovery, communication exchanges, policy enforcement, authentication and assertions, security) for identification, authentication and authorization of the digital identity of an entity (e.g., identifiers, attributes) etc.

4. 1件の勧告補遺文書に合意

今回の会合で、前回SGで採択された勧告D.263 (MFSのコスト、料金、競争)の補遺文書: Supplement on Principles for increased adoption and use of mobile financial services (MFSs) through effective consumer protection mechanismsに合意した。ユーザ側よりサービスに関する情報入手が可能であることと、その情報の透明性、サービス品質、データ保護とプライバシー、顧客救済、詐欺防止に関する原則に加え、契約と開示のガイドライン等適切な消費者保護メカニズムの確立を通じてMFSサービスの採用・利用を促進するための原則を示している。

MFSにおける消費者保護を担保する文書の作成は、該当課題のワークアイテムの一つであった。

5. WTSAに向けた準備

他SG同様、SG3もWTSA-20へ向けた議論を実施している。本件の取りまとめ役はアラブ地域より次期SG3議長として既に立候補を表明しているエジプトのAhamed Said氏(現SG3副議長、WP3議長、課題9(OTT)及び課題12(MFS)のラポータ)が担当している。現在、次期研究期における課題及び課題内ワークアイテム継続の必要性を確認している段階であり、今回の会合では、課題6(国際インターネット接続)と課題13(陸上ケーブル)の統合が米国寄書をきっかけに決定された。この統合議論は、前回SGでの両課題の関連性の議論及びそれを基に2020年1月にジュネーブで両課題ジョイントラポータ会合が開催されたことが関係する

が、1月時点では中国は両課題の統合を米国に示唆されたものの結論を先送りしていた。しかし、その後上記勧告D.265 (D.ModelTTC)を今期成立させる見込みが立ったためか、課題の統合に合意する方針が会合期間中に表明された。

SG3の課題については、今後個別のVirtual会議で協議を継続していく。今のところその他既存課題の在り方や存続に対する大幅な変更は提案されていない。

6. リモート会議における取組み等

1) Contingency plan

SG3の議長・副議長及びITU-TのSG3担当者らは、今回のSG会合が全てVirtualとなったことに伴い、Virtual会議におけるF-to-F会議との違いや問題点等をあらかじめ想定し、参加者の円滑な会合参加の事前準備を通常よりも厚く行ったと聞いている。特記すべきことは、Contingency planと題し、議長が通信環境等の不具合により議事を遂行不可となった時の代理議長を定めていたことである。実際、数名のWP議長は、各国の通信事情により短時間ではあるがオフラインとなってしまったことがあった。その際、ITU-T担当者が即座に代理議長に対し議事を引き継ぐように伝え、各代理議長とも見事に議事を引き継いだ。そして、そのうち議長がネットワークに戻ってくる、というパターンだった。何らかの物理的な理由により会合が進まないことは、どんな形態の会合であっても参加者に一定のストレスを与えらると思うが、この事前措置及び実際の対処から、議長・副議長らが様々な検討を事前に行っていたことを参加者が改めて認識した。

2) 事前接続試験

会合前には、リモート会議に使うシステムの接続をあらかじめ試す機会及び環境があり、各自それぞれこれを使い、マイク、ヘッドホン等の準備ができた。ただ、実際の会合の最初の発言で、私は声が小さい、とコメントを受けた。この点は異なるシステム利用においても各自が留意しておくことかと思ひ、念のため掲載しておく。

3) チャット機能

ITU-Tで使われたリモート会議システムには、個別及びグループでのチャット機能があった。発言の際は、別途存在する挙手機能ではなく、グループチャットに

「Floor please」と入力することが実務上のルールとなった。このチャット機能は、発言者への賛同を書き込んだり、参照すべきURLの共有、簡単なエディトリアルな調整等に使われ、リモート会議の効率化に重要な役割を果たしたものの一つであった。発言者としては、自身の発言後にフロアの反応を文字で確認する心の準備が必要（しかも、その間、他の参加者からの発言は継続している）だが、議長からすると賛否を知る時間が短縮されるので非常に有効なツールであろう。顔の見えない会議であった分、文字でのやり取りには注意を要するが、ほっとしたり、笑いを誘うような書き込みも時にはあり、どんな物でも使い方次第、と再認識する瞬間であった。

4) オフラインでの協議、情報収集

SG3のみならず、マルチ会合では参加者の立場や背景が様々であることから、ストレートな物言いがなされないことがある。通常F-to-F会合だとそのような場合にはコーヒブレイク等に個別に話して発言の意図等を確認することができるのだが、今回はそのようなことが困難な環境であり、以下記載において、発言の意図がつかみ切れていない箇所がいくつかある。このあたりはメールやチャットで確認するには少々難しい部分があると考えている。相手の顔が見えない等コミュニケーションレベルが低い手段では、最初のコンタクトでどのくらい明確にこちらの意図を伝えるかを、経験を基にある程度判断するが、必ずしもそれが功を奏するとは限らない。また、文字だけのやりとりの場合は、相手が本音を返しているかどうか実際には分からないことがあるだろう。このあたりはF-to-Fでない環境において改善したい点と個人的には考えている。

7. 主要議題の議論の様子

以降、各WP・課題ごとの議論について特記事項を記載する。

【WP 1】

(1) 課題2 国際通信サービスの課金、計算及び精算メカニズムの発展 (伝統的サービス)

1) コロケーションに係る文書のレベルは継続協議

前回SGで、トリニダード・トバゴ等南米諸国が提案するコロケーションの国際勧告ドラフトを検討することが決定さ

れ、2020年1月に本件のラポータ会合が開催されていた。ラポータ会合で出た意見に、コロケーションは国内問題ではないか、勧告ではなく技術文書を作成する方が草稿中の文書の高い効果をもたらすことができるのではないかなどがあり、勧告文言の推敲後、今回のSGに向けて適切な文書レベル（勧告か、技術文書か）について寄書で意見を求めることとなった。今回のSGに本件につき寄書を提出したのは米国のみであり、内容は技術文書化を指示するものだった。しかし、WPでの本件議事にて、トリニダード・トバゴが口頭で、米国提案には合意できず次回SGへ決断を先送りしたい旨発言し、ラポータ会合に出席していなかった幾つかのアフリカの国がこれに賛成した。WP議長・副議長は、寄書を提出した米国を尊重し、まずは技術文書化し今後必要があれば勧告について議論するという妥協案をまず提示した。通常、課題のワークアイテムは、最終成果文書をあらかじめ設定するが、本ワークアイテムは勧告作成となっていた。米国が、この最終成果文書は議論によってその後変更される可能性があることを表明した上で、大部分の意見が先送りであればそうすることもいとわないと述べ、最終的にWP議長は本件の決断を次回会合に持ち越すとした。

本件の勧告化支持派は、コロケーションにおける枠組みをITU勧告化することにより、海外からの事業者等を受け入れやすくすることを考えている。コロケーションの国際性には、いまだ明確な回答が得られていない。

2) 精算に係る問題に関する質問票に合意

ブラジルが、課題2中のワークアイテムの一つである紛争解決について、次期研究期も継続した活動が必要とし、今回のSGに、研究に資する情報収集を目的とした通信事業者・OTT間の紛争に関する質問票作成を提案した。（本件は、事業者間の精算におけるトラブルを扱い、国家間のいわゆる紛争は扱わない）提案は支持され、ブラジルがエディターとなり2020年8月SGに向けて内容を精査する作業を既にメーリングリストで開始している。8月質問票に合意後、年内にITUより質問票を発売し、2021年1月のラポータ会合でその回答につき分析等議論する予定になっている。

(2) 課題13 多国間の地上電気通信ケーブルに関する精算協定の料金、課金問題に関する研究

1) 勧告D.265 (D.ModelTTC) 採択

中国が一带一路実現の足掛かりの一つとして提案してい



る、既存地上ケーブル活用を目的とした勧告案につき2020年1月のラポータ会合で議論が行われた際、米国が、単独の新規勧告ではなく、既存勧告D.50(国際インターネット接続)の3つ目の補遺文書にすることはできないか、と尋ねている。勧告D.50本文の内容は非常にハイレベルであり、2000年より少し前に国際インターネット接続の議論がSG3で盛り上がった際の、マルチで合意可能なエッセンスのみが書かれている。同勧告はその後2008年、2011年に、補遺文書(情報レベル)が2件追加されている。

日本には他国と地上で隣接するケーブルが無い場合、本件については常に静観の対処であった。日本の事業者も保有する海底ケーブルの精算等においては、以前米国が寄書にて指摘していたように、利用する容量を単位・基準の一つとしていることから、本勧告にあるようなケーブルの長さ比で料金を案分する考え方が、関係する隣接国(特にアジア域)からどのくらい支持されているかの実態は、それらの国々からの特段の意見表明が無く明らかではない。

今回のSGに米国は寄書を提出し、既存地上ケーブルに関する勧告であることや、勧告D.50との区別を明確化・記載することを条件に単独勧告化に合意し、会合として最終合意がなされた。

2) インターネット接続関連課題の統合

米国は、過去の議論で何度か、上記課題13は、かねてよりSG3で扱っている課題6(国際インターネット接続等)と関係がある旨意見表明し、今回のSGに両課題の統合を寄書にて提案した。このことより、インターネット接続におけるルール作りにおいて、米国は強い方針を持ち、その具体的内容は詳らかにしないものの、課題一本化による議論拡大防止を図ったように思う。

【WP 2】

(3) 課題3 国際通信サービスの効率的な提供に関する経済的及び政策的要因の研究

新規勧告D.264(SpectrumShare)の採択に至ったことは上記2項のとおり。

(4) 課題12 モバイルファイナンシャルサービス(MFS)

1) 勧告D.263(MFSのコスト、料金、競争)の補遺文書(Supplement on Principles for increased adoption

and use of mobile financial services(MFSs) through effective consumer protection mechanisms)

課題12は、勧告D.263は前回SG会合で採択されたほか、以下残存課題があった。(①MFS代理店ガイドライン、②MFS消費者保護、③Eマネー発行者ガイドライン、④MFSにおける競争のためのインターオペラビリティ、⑤MFSトランザクションコストモデル、⑥通信規制官庁・中央銀行間のMoUガイドライン)前回会合でこれらは、D.263の添付もしくは補遺文書としての検討が望ましいとの方向性になり、2020年1月のラポータ会合では②の補遺文書の議論が行われていた。今回のSGで問題無く補遺文書化に合意となった。

2) ダイレクトキャリアビルギング(DCB*)

エジプトが提案元でモバイルペイメントツールとしてのDCB研究が前回SGで設定された。今回の会合に、インド、エジプト、ヨルダン、スーダンより合計2件の寄書が提出され、これらを踏まえて技術報告書のアウトラインが作成された。主にDCBの概要や事例をまとめることを目的としている。

【WP 3】

(5) 課題11 ビッグデータ及びデジタルアイデンティティの経済的及び政策的側面

インド提案であるデジタルアイデンティティ勧告の検討では、英国やカナダがDigital Identity InfrastructureとTelecom Infrastructureとの関係性やDigital Identityの定義そのものについて強い懸念を表明し、2020年1月のラポータ会合で文書のドラフトを実施したもの、勧告とするか、米国が提案するように既存のX及びYシリーズの関係する勧告の補遺文書とするかの決断は、今回のSGに先送りとした。

WPの議論では、勧告化支持派と不支持派で意見が対立した。本件を支持するインドが米国に対して改めて勧告化について意見を求めたところ、米国は、提案内容は料金や事業者間精算を扱うDシリーズ勧告にはなじまない旨回答した。日本を含む先進国は単独勧告化に懸念を表明し、WP議長は、勧告化議論を8月のSGへ先送りした。Xシリーズ勧告を扱うSG17ヘリエゾン文書にて意見照会し、SG17がXシリーズ勧告への補遺文書追加を支持しない場合は、単独勧告として扱う旨議長がコメントした。

* Direct Carrier Billing: 携帯電話等の電気通信事業者が、通話料と併せてコンテンツの利用や課金他を徴収するサービス

リエゾンの共有は最終日のプレナリーで実施されたが、米国がリエゾンドラフトとして関係者に送った内容が大幅に削除されていたこと、SG議長が、議論が十分尽くされたとして改めて本勧告案の確定を参加者に諮ったことから、本件のプレナリーでの議論は一時紛糾した。

最終的に、米国が確定について妥協し、英国、日本、韓国、カナダが本件の留保を表明した。米国は、オフラインで行われるというSG3・SG17議長らの協議まで態度を保留するとした。

米国がなぜ妥協したか確認できていないが、SG17にも出席している米国からのこの出席者は、自国がドラフトしたリエゾン文書の問題点、それによる議論の再燃、SG17からの回答等をSG3プレナリーの段階である程度想定できたのかもしれない、と考えている。

【WP 4】

(6) 課題7 国際移動体ローミング

本課題は、IoT/M2Mローミングにおける課題・問題点の洗い出しが進捗していない。ITU-Tでコンサルを雇い各種情報収集をする提案がアラブ諸国から出され、今後本件の契約に係る調整が2020年8月会合までに実施されることになったが、研究の中身に関する予定ははまだ見えていない。

(7) 課題9 OTT等の新サービスが国際通信サービスやネットワークに与える経済的規制的影響

1) 新規勧告D.266 (Guidelines on OTT-MNO partner-

ships)

上記3章 2) に記載している勧告文言確定については、今回のSGで最終確認が行われ、日本ほかからの修正案を反映したもので合意されている。日本はOTTプロバイダーと通信事業者の相互協力は商業的・自主的であることが前提と考え、加盟国による奨励を義務的に勧告化することがないよう文言修正提案を行った。

2) ワークアイテム：Technical Report on OTT Bypassの新設に合意

OTTバイパスとは、発信及び着信者が意図していないのにOTTアプリで通話着信する現象で、これを違法と考える国々が該当現象の問題点洗い出し及び禁止が可能となるような勧告策定を想定しているが、本件もあまり進捗が無い。このため、勧告化前提ではなく、技術文書の作成を進める目途で新たなワークアイテムが設定されたが、研究進捗のためには、実際にこの通信を扱う事業者等の協力や問題解決に取り組む意思のある参加者の活動にかかっていると見える。本現象は日本着の通信において今のところ散見されていないようではあるが、状況を注視していく。

8. 今後の予定

今回のSG3はWTSA20前の最終会合の予定であったが、COVID-19の影響により特例的に2020年8月にジュネーブでの最終会合が新たに設定された。それまでのSG3内の会合を含め、表のとおり予定されている。

■表. 今後の会合予定

会合名	開催地 (予定)	日程 (予定)
Correspondence Group on preparation for WTSA-20	Virtual	2020年6月22、29日
Regional Group for Asia and Oceania	Virtual	2020年6月23～26日
Regional Group for Africa	Virtual	2020年7月6～10日
Regional Group for Latin America and the Caribbean	Virtual	2020年7月15～17日
Regional Group for the Arab Region	未定	未定
Regional Group for Eastern Europe, Central Asia and Transcaucasia	未定	未定
SG3 (今期最終)	Virtual	2020年8月24～28日
Rapporteur Group Meetings: Q1 (on international aspects of Universal Service), Q2, Q3, Q7, Q9, Q10, Q11, Q12, Q13	ジュネーブ	2021年1月18～22日
SG3 (次期研究期)	ジュネーブ	2021年3月16～25日